

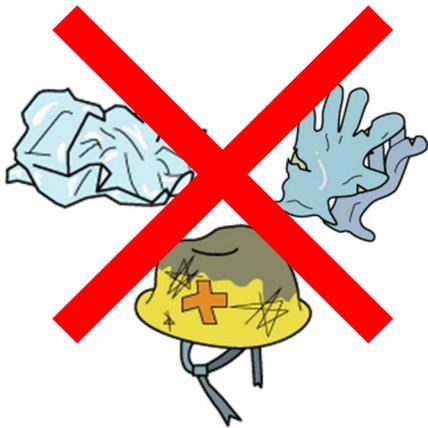
～環境センターへ廃棄物を搬入される事業者の皆様へ～

## 事業系ごみの分類ポイント

- ・ 事業系ごみとは、事業の規模や業種、ごみの量や種類にかかわらず事業活動によって生じるごみのことをいいます。
- ・ 事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。
- ・ 廃棄物の分類を正しく理解し適正な処理をお願いします。

中津川市環境センターは「一般廃棄物処理施設」です。  
事業活動に伴うプラスチック・ビニール類、金属くず、ガラスくずなど「産業廃棄物」の受け入れはできません。

### プラスチック・ビニール類



### 金属くず



### ガラスくず



ホームページも  
ご覧ください



### ◎環境センターで受入れ可能な事業系ごみ（一般廃棄物）

- ・ 事業所の従業員が個人で消費した弁当や菓子のごみ類。
- ・ 事務所や休憩所で発生するごみ類など。（40cm以下の小物類に限る）
- ※その他受入れ可能なごみ類については、環境センターまでお問い合わせください。

**事業系ごみの適正な処理は排出する事業者の責務です。**  
**適切な分別でごみの減量化・資源化に努めましょう。**

※ 事業系ごみの詳細な処分方法については、裏面をご覧ください。

# 事業系ごみの処分方法

中津川市環境センターで受入れできるごみ  
(事業系一般廃棄物)



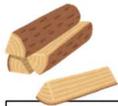
## 紙くず (リサイクルできないもの)

汚れた紙類など



## 食品残渣 (リサイクルできないもの)

飲食店の調理くず・食べ残し、小売店の売れ残りなど



## 木くず (建築廃材等でないもの)

木製小物類、木製小型家具、剪定枝・草など



## 繊維くず (リサイクルできないもの)

汚れた衣類、汚れた布類、汚れた軍手など

※上記は主なものです。詳しくはお問い合わせください。  
事業系一般廃棄物の環境センターへの搬入は申請が必要です。

中津川市環境センターへ搬入

## リサイクルをお願いしたいごみ



新聞  
雑紙



ダンボール



缶 ビン  
ペットボトル



プラトレイ  
スチロール



衣類  
布類



食品残渣  
(弁当等)

リサイクル事業者等

- ・缶、ビン、ペットボトルは中津川市リサイクルセンターへの搬入も可能です。
- ・産業廃棄物の処分は、法令に従い産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処理業者にご相談ください。

※その他受入れ可能なごみについては、環境センターまでお問い合わせください。